

(7) 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月より消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられ、さらに令和元年10月には8%から10%に引き上げられました。引き上げ分に係る地方消費税交付金については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

令和6年度における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1.8億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 24.0億円

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	町債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	571,118	395,302		1,715	22,727	151,374
	高齢者福祉事業	63,510	839		7,677	7,179	47,815
	児童福祉事業	590,021	379,869	9,000	22,801	23,282	155,069
	母子福祉事業	18,923	7,832		964	1,322	8,805
	小計	1,243,572	783,842	9,000	33,157	54,510	363,063
社会保険	国民健康保険事業	160,788	73,722			11,366	75,700
	後期高齢者医療事業	250,936	43,005			27,143	180,788
	介護保険事業	277,447	18,519			33,801	225,127
	小計	689,171	135,246	0	0	72,310	481,615
保健衛生	疾病予防対策事業	86,764	1,947		12,893	9,389	62,535
	病院事業	379,727		11,900		48,016	319,811
	小計	466,491	1,947	11,900	12,893	57,405	382,346
合計		2,399,234	921,035	20,900	46,050	184,225	1,227,024